

経営体育成条件整備事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日制定
平成25年4月9日一部改正
平成25年5月28日一部改正
平成26年5月1日一部改正
平成26年8月1日一部改正
平成27年5月19日一部改正
平成28年5月19日一部改正
平成30年6月5日一部改正
平成31年2月4日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年7月10日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、地域内の農業を担う者等の育成・確保を図るため、経営体育成条件整備事業実施要領（平成22年4月1日決裁）に基づき、市町村等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条第1項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるところによる。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期日は、毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知する。

3 市町村等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明

らかでない助成対象者については、この限りでない。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第5号に規定する事項は、別表第2のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の知事の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続)

第7条 市町村等は、規則第6条の規定に基づいて知事の附した条件に係る事項について知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 整備事業において、市町村等は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在における補助事業等の遂行の状況について、様式第7号の事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

2 前項に定める場合のほか、市町村等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村等は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 整備事業において、第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各助成対象者については、その額がその減じた額を上回る部分の金額）を様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月14日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

(実績報告書の提出期限等)

第11条 規則第13条の報告書の提出は、原則として補助事業等の完了（補助事業等の廃止を含む。）後30日以内又は3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(概算払等の請求)

第13条 市町村等は、補助金の概算払又は精算払を請求しようとするときは、様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があり、補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

(財産処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号 以下「大蔵省令」という。）に定めのある財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間。）とする。

2 規則第19条第1項第2号に規定するその他知事の定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備等)

第15条 市町村等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日に属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間が前項に規定する期間を超える場合には、市町村等は、別に定める様式の財産管理台帳及び関係書類を整備し、当該処分制限期間が経過するまでの間保管しなければならない。

(書類の提出方法)

第16条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類（市町村に係るものに限る。）の提出は、所轄の農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表 第1 (第2条 第5条関係)

整備事業

経 費	補助率	知事の承認を要する計画変更	
		経費の配分変更	事業内容の変更
経営体育成条件整備事業実施要領別表1の整備事業に要する次に掲げる経費 (1) 整備事業 ア 融資主体支援タイプ (ア) 融資主体型補助事業 (イ) 追加的信用供与補助事業 イ 被災農業者支援タイプ (ア) 融資等活用型補助事業 (イ) 追加的信用供与補助事業 ウ 条件不利地域支援タイプ (2) 附帯事務費 市町村が(1)の経費に係る事業の実施に関し指導監督等を行うのに要する経費	ア(ア)については、当該事業に要する経費の3/10以内。 ア(イ)については、定額 イ(ア)については、当該事業に要する経費の3/10以内(ただし、別途農林部長が定める場合はその率とする。) イ(イ)については、定額 1/2以内 当該経費の1/2以内	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別表 第2 (第4条関係)

規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項(交付申請書の添付書類)

事業	経 費	添 付 書 類
整備事業	1 整備事業費	1 実施設計書(様式第1号別添1) 2 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱 3 交付決定前着工届の写し(助成対象者から提出があった場合) 4 個別表(国実施要綱別紙様式1号の2)

別表 第3 (第10条関係)

規則第13条の実績報告書の添付書類

事業	経 費	添 付 書 類
整備事業	1 整備事業費	1 出来高設計書(様式第1号別添1) 2 財産管理台帳写し(様式第1号別添2) 3 施設台帳(様式第1号別添3) 4 個別表(国実施要綱別紙様式1号の2)

別添

様式一覧

○整備事業

- ・様式第 1 号 経営体育成条件整備事業費補助金交付申請書（実績報告書）
- ・様式第 1 号 別添 1 実施（出来高）設計書
- ・様式第 1 号 別添 2 財産管理台帳
- ・様式第 1 号 別添 3 施設台帳
- ・様式第 2 号 経営体育成条件整備事業費補助金交付決定通知書
- ・様式第 3 号 経営体育成条件整備事業費補助金計画変更承認申請書
- ・様式第 4 号 経営体育成条件整備事業費補助金変更交付決定通知書
- ・様式第 5 号 経営体育成条件整備事業費補助金額確定通知書
- ・様式第 6 号 経営体育成条件整備事業費補助金概算払（精算払）請求書
- ・様式第 7 号 経営体育成条件整備事業費補助金遂行状況報告書
- ・様式第 8 号 仕入れに係る消費税等相当額報告書

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

〇〇年度経営体育成条件整備事業費補助金交付申請書

（〇〇年度経営体育成条件整備事業費補助金実績報告書）

〇〇年度において、下記により経営体育成条件整備事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

〇〇年度において、 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた経営体育成条件整備事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- (1 補助金交付決定額 円)
 (2 補助金精算額 円)

(注) 実績報告の場合は、2の事業の目的と内容が3と順次番号が繰り下がる。

2 事業の目的と内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
(1) 事業費				
ア 融資主体支援タイプ				
(ア) 融資主体型補助事業				
(イ) 追加的信用供与補助事業				
イ 被災農業者支援タイプ				
(ア) 融資等活用型補助事業				
(イ) 追加的信用供与補助事業				
ウ 条件不利地域支援タイプ				
(2) 附帯事務費				
合 計				

※必要に応じて積算内訳を記載する。

交付決定前に着工した場合には、着工年月日、交付決定前着工届の日付、文書番号を記載する。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
事業費 附帯事務費	円	円	円	円	
計					

※必要に応じて積算内訳を記載する。

様式第1号 別添1

機械・施設整備に係わる事業実施（出来高）設計書様式
（表紙）

設計書番号	
-------	--

（注）県において記入する。

〇〇年度

経営体育成条件整備事業実施（出来高）設計書

施設名	
施設区分	

埼玉県 市 地区

助成対象者名

所在地 市 町 番地

(裏面)

設計及び審査

	県			市町村		
	部課名	職名	氏名	部課名	職名	氏名
審 査						
設 計	区分		所属機関等及び氏名			
	設計者					
	助成対象者（代表者）					

第1 事業計画の概要

1 現況及び事業の目的

2 施設区分別、事業量、事業費及び施行箇所

施設区分	事業量	事業費	施工箇所 又は設置場所
計			

3 事業費の負担方法

1) 負担区分

県補助金	円	(補助率	%)
〇〇補助金	円	(補助率	%)
助成対象者負担金	円	(負担率	%)

2) 助成対象者の負担金の調達方法

(注) 資金借入計画及び負担金の賦課方法の内容を記入する。

4 施行方法及び施行期間

施設区分	直営請負の別	契約方法	施行期間		支払年月日 (事業実施主体から 助成対象者へ)
			着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	

5 施設の管理、運営計画

(注) 管理、運営方法、年間の利用計画(作業種類別、事業量等)等の重要項目を箇条書きする。
要すれば管理規定案を添付する。

6 収支計画

(注) 目標時における収支計画の概要を記入する。

第2 施設区分別事業費内訳

施設区分	工事（機械） 区 分	構造又は 規 模	数 量	金額 (円)	摘 要

(注) 1 本表は、施設区分ごとの事業費積算の総括表として作成するものである。

2 工事（機械）区分欄は、建物、構築物については、原則として1棟又は1施設ごとの事業を明らかにするが機械器具については本表では用途別に一括計上する。

3 摘要欄には、当該施設を説明する資料（見積書、カタログ、工事費明細書等）について記入する。

第3 工事費又は経費明細

○工事費明細書

工事又は種目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) この明細書は、建物構築物の場合とする。

○経費明細書

工事又は種目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) この明細書は、機械器具の場合とする。

附 添付図面等

1 位置図

原則として国土地理院発行の5万分の1地形図を用い、施設の設置箇所を図示した図面とする。電気導入、取付道路等の付帯事業を伴う場合は、周辺の動力線、電灯線の配線状況、道路整備状況等を明らかにする。

2 見積書、工事費明細書、カタログ ※実施設計書の場合

請求書、納品書、工事費明細書、カタログ ※出来高設計書の場合

様式第1号 別添2

財 産 管 理 台 帳

市町村名

助成対象者名

事業実施年度						事業名	経営体育成条件整備事業（〇〇〇）							
事業の内容				事業実施期間		経費の配分（円）				処分制限期間		処分の状況		摘要
施設・機械名	型式等	施工箇所 又は 設置場所	事業量 (規模・ 台数等)	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							助成金 (県補助 金)	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

施 設 台 帳

事業種目	経営体育成条件整備事業	整理番号	
------	-------------	------	--

事業名	経営体育成条件整備事業(〇〇〇)
-----	------------------

市町村名		地区名	
助成対象者			
管理主体			
施工又は設置場所			
計画承認年度			

工種又は施工区分	事業量	事業費	県費補助金	融資名と金額

施設平面図(見取図)
機械(写真)等

第 号
年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

〇〇年度経営体育成条件整備事業（〇〇〇）費補助金交付決定通知書

〇〇年 月 日付け 第 号で申請のあった経営体育成条件整備事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記の事業の内容に記載のとおりとする

2 補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額	金	円
内訳		
（1）事業費補助金	金	円
（2）附帯事務費補助金	金	円

3 支払の方法

概算払い又は精算払いとする。市町村長は概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払いを受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

4 各事業に対応する補助金の額

（1）事業費補助金については、個々の事業ごとに申請書の記の3の（3）の事業費の負担区分欄記載の県補助金とする。

（2）附帯事務費については、申請書の記の3の（3）の附帯事務費の負担区分欄記載の県補助金とする。

5 補助金の額の確定

補助金の確定額は、次により算出した額の合計額とする。

（1）事業費については、個々の事業ごとに総事業費の実支出額に、10分の3を乗じて得た額と、前記4の（1）に掲げる補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのい

ずれか低い額とする。

(2) 附帯事務費については、当該事業に要した経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と、前記4の(2)に掲げる補助金の額(変更された場合は、変更された額)とのいずれか低い額とする。

6 補助金等に関する法令の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林省規則」という。)に規定する間接補助金に該当するので同法令の適用がある。

7 補助事業者の責務

市町村長等は、適化法、農林省規則、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「県規則」という。)、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)、経営体育成条件整備事業実施要領(平成22年4月1日決裁。以下「県要領」という。)、経営体育成条件整備事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日決裁。以下「県交付要綱」という。)に定めるところに従わなければならない。

8 補助の条件

補助の条件は、次のとおりとする。

(1) 交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 市町村長は、事業費補助金に係る個々の事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(3) 市町村長は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(4) 市町村長は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別に定める様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(5) 市町村が事業主体となって実施した事業が、(8)のア又はキに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

また(8)のウに該当したときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 市町村長は、(8)のア又はキにより間接補助金の全部又は一部を返還された場合、又は(8)のウにより事業主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(7) 市町村長は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭

和63年第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した各助成対象者について、次の条件に従わなければならない。

ア 市町村長は、実績報告を行うに当たって、各助成対象者について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

イ 市町村長は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各助成対象者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を参考様式第1号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、各助成対象者について、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、知事の指示に従い、その状況等について同様式により知事に報告しなければならない。

(8) 市町村長は、助成対象者に対し、補助金の交付決定に当たり次の条件を付すこと。

ア 適化法、農林省規則、県規則、国実施要綱、国交付要綱、県要領、県交付要綱に違反した場合及び助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

イ 助成対象者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならない。

(ア) 助成対象者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

(イ) 助成対象者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(ア)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を参考様式第2号により速やかに市町村長に報告するとともに、市町村長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、市町村長の指示に従い、その状況等について同様式により市町村長に報告しなければならない。

ウ 助成対象者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

エ この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の次の年度から5年間整理保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別に定める様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

オ この補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意

をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用しその効率的な運営を図らなければならない。

カ この補助事業により取得した施設のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（但し、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

キ 助成対象者は、小規模土地基盤整備を実施し、同施行箇所に係る受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち10アール当たり補助金額の金額〔補助金の額が変更された場合、補助金の確定額が2の補助金の額（変更された場合は変更された金額とする）より低い場合又は受益地の面積が変更された場合には別途に通知する金額〕に受益地のうち農地でなくなったものの面積に相当する数を乗じて得た金額（知事がこれより少ない金額を定めた場合は、その定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

・補助金返還額の算定方法

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

A：変換対象補助金の総額、B：受益地の総面積、C：転用受益地の面積

ただし、上記に規定する場合であっても、次に掲げる場合には、補助金の返還を行わないものとする。

- (ア) かんがい排水事業並びに交換整備事業の受益地において、同一の事業実施主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地の10分の1以下につき行う転用。
 - (イ) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業の営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のほか、知事が特にやむを得ないと認めるとき。
- ク 導入等した機械等の管理運営等については、国実施要綱第8によるものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

〇〇年度経営体育成条件整備事業費補助金計画変更承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた経営体育成
条件整備事業費補助金の計画変更について、下記理由により承認を受けたいので、関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(注) 様式第1号の記に準じ、変更計画を作成(当初計画どおりの場合を含む)し
当該変更に係る部分については、その上段にカッコで当初計画を記載すること。
- 3 添付書類 国実施要綱別紙様式1号の2、様式第1号別添1（変更設計書）
(注) 新たに作成するものとし、経費に変更がある場合は、当該変更に係る部分
については、その上段にカッコで当初計画を記載すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

〇〇年度経営体育成条件整備事業（〇〇〇）費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった経営体育成条件整備事業費補助金の変更については、申請のとおり承認し、年 月 日付け 第 号による交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記の事業の内容に記載のとおりとし、その他については、年 月 日付け 第 号による交付決定のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

	(金	円)
補助金の額	金	円
	(金	円)
(1) 事業費補助金	金	円
	(金	円)
(2) 附帯事務費補助金	金	円

3 各事業に対応する補助金の額

(1) 事業費補助金については、個々の事業ごとに申請書の記の3の(1)の負担区分欄記載の県補助金とする。

(2) 附帯事務費については、申請書の記の3の(2)の附帯事務費の負担区分欄記載の県補助金とする。

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

〇〇年度経営体育成条件整備事業費補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定をした平成 年度経営体育成条件整備事業費補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

2 振込先

債権者コード	
口座名義人(フリガナ)	
金融機関名	
預金の種類	当座 ・ 普通 ・ その他
口座番号	

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録していない場合は振込先口座を記載すること。

3 助成対象工事の進捗状況（概算払請求の場合）

施設区分	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	支払年月日 (事業実施主体から 助成対象者へ)

(注) 概算払請求の場合、国実施要綱別紙様式1号の2を添付すること

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

〇〇年度経営体育成条件整備事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、経営体育成条件整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
(1) 事業費 ア 融資主体支援タイプ (ア) 融資主体型補助事業 (イ) 追加的信用供与補助事業 イ 被災農業者支援タイプ (ア) 融資等活用型補助事業 (イ) 追加的信用供与補助事業 ウ 条件不利地域支援タイプ (2) 附帯事務費	円	円	%	円		
計						

(注) 国実施要綱別紙様式1号の2を添付すること

2 助成対象工事の進捗状況

施設区分	○年○月○日 現在の事業予定 出来高	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	支払年月日 (事業実施主体か ら助成対象者へ)

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった経営体育成条件整備事業費補助金について、経営体育成条件整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付手続等に関する規則 14 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]